

広島県県営住宅管理等審議会議事録

- 1 日 時 令和2年1月 14 日(火) 午後2時から午後3時まで
- 2 場 所 広島県庁北館 2階第2会議室
- 3 出席者 林委員, 安井委員, 三村委員, 堀田委員, 越智委員, 濱本委員,
田房委員, 今西委員, 片岡委員, 友道委員
- 4 議 事 県営住宅への入居手続きの見直しについて
- 5 担当部署 広島県土木建築局住宅課住宅管理グループ
TEL 082-513-4171(ダイヤルイン)

6 会議の内容

- 事務局あいさつ
- 出席者紹介
- 会長, 副会長の選出
 - ・会 長: 林委員
 - ・副会長: 安井委員
- 県営住宅の概要について説明【資料2】
- 広島県知事からの諮問について説明【資料1】
- 議事(要約)
 - ・ 事務局説明【資料3】
 - ・ 委員からの質問及び意見

委員名	発言内容	事務局からの回答
三村委員	実際に連帯保証人に対して保証を履行させたことはあるのか。	具体的な督促等については入居者に行っているため、入居されている場合の連帯保証人への請求事例はほとんどない。
堀田委員	連帯保証人を廃止した時に届出する緊急連絡先はどのような方を想定しているのか。	家族, 親戚, 友人, 知人(地域の世話役の方等)で、県からの緊急の連絡に対応していただける方を想定している。
越智委員	今回の改正により利用しやすくなり、入居へのハードルが下がったことは、非常にメリットであると思う。 ただ、口座振替の義務付けにより、銀行口座を確保できない方が申し込みづらくなることはないのか。	現状では既に入居者の4分の3が口座振替を利用されており、失業手当や年金等の支給も主に口座振替が利用されていることから、口座振替が入居のハードルを上げることはないと考えている。 また、認知症等により窓口払いできず、滞納や明渡し等の事態になることを防ぐことができるというメリットもあると考えている。

委員名	発言内容	事務局からの回答
堀田委員	口座振替の義務付けについて、明確に謳わず、規則扱い等とし、かつ原則はそうだが柔軟に対応するところがあるのであれば良いと思う。	口座振替について条例で定めることではなく、原則論として考えており、特別なケースがある場合は、運用上柔軟に扱うのは当然だと考えている。
今西委員	連帯保証人がなくなるのはいいことだと思う。	
田房委員	大崎上島町に県営住宅はないが、住宅を求める方が多い。 保証人について、入居のハードルが下がるのは良いことである。	
片岡委員	セーフティーネットという位置づけを益々強めることであり良いことである。 家賃支払のための口座を作る際、住所は入居予定の県営住宅を書いてもいいのか。	口座作成時の住所の扱いについては運用面のことになるので、柔軟な対応を考えていく。
越智委員	口座振替について運用上、柔軟な対応をしていくということについて、どこかに記載する必要はないのか。実際の窓口対応において反映されるのか。	口座振替は、条例や規則で義務付けるものではなく、契約するときをお願いする形になる。 口座がないから入居資格がないということではないので、口座がない方の対応も周知を図る。
三村委員	社会保障を受ける際、口座がないと対応が難しいのが現実である。これからは、口座を持っていたかかないと難しいこともあると思う。	

・ 採決の結果、委員全員賛成で承認

- 答申書 本審議会での審議結果及び意見を踏まえた答申書の作成は会長に一任で異議なし
- 報告事項 県営住宅指定管理者の指定について【資料4】

7 会議資料一覧

- 資料1 県営住宅の管理について（諮問）（知事からの諮問書の写し）
- 資料2 県営住宅の概要
- 資料3 県営住宅への入居手続きの見直しについて
- 資料4 県営住宅指定管理者の指定について
- 参考資料ア 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例
- 参考資料イ 広島県県営住宅管理規則
- 参考資料ウ 広島県県営住宅管理等審議会規則
- 参考資料エ 県営住宅入居者選考基準
- 参考資料オ 県営住宅連帯保証人免除事務取扱要領
- 参考資料カ 民法改正資料（法務省パンフレット写し）
- 参考資料キ 「公営住宅管理標準条例（案）について」の改正について
（平成30年3月30日付け国住備第505号国土交通省住宅局長通知）
- 参考資料ク 申込みのしおり
- 参考資料ケ 県営住宅募集一覧
- 参考資料コ 住まいのしおり